

稿年月日	平成 23 年 4 月 23 日	投稿者	市内在住 60 代 男性
ご意見・ご提案 内 容	<p>こちらに引越してきて、昨年初めてガン検診などを受けました。ところが健康診断の受付で「あなたは資格がない」と拒否されました。私が「国保」でないからというのです。実際、田舎に引っ越してきて「あなたの健康診断はできません」といわれても困ります。</p> <p>私の場合、退職していますが会社の保険なのです。なぜ受診できないのでしょうか。費用を負担すれば出来るのでしょうか。田舎に住んでいて、保険の種類の違いで拒否されるのは納得できません。地元で受診できないのであれば、安心して暮らすことは出来ないと思います。</p> <p>南島原市の健康診断を受診することが法律違反にあたり、そもそも無理なことなのか。それとも市の担当者の裁量でなんとかなるものかを教えてください。</p>		
回 答	<p>健康診断については平成 19 年度までは市民を対象に基本健診が行われていましたが、平成 20 年 4 月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査が始まりました。特定健診の実施については法律により各医療保険者が実施することになっています。具体的には皆さんが、お持ちの保険証の保険者が健診を行うこととなります。南島原市の国民健康保険に加入している人は南島原市が実施する健診を受けることができますが、社会保険の人は、その社会保険の保険者が実施する特定健診を受診していただくこととなります。また、受診方法についても社会保険の保険者に問い合わせいただくこととなります。</p> <p>「費用を負担すれば受診できるのでしょうか」とのご質問ですが、医療保険者が健診を実施している健診機関と実際にお住まいの住所とが遠く離れていてそこまで出かけて受診出来ない場合は、対象者が自由に受診し、健診機関の窓口で費用の全額を支払い、領収書と健診結果を医療保険者に送付し一時立て替え分を請求するという償還払いの方法がありますが、この方法を加入されている医療保険者が実施しているかどうかは医療保険者に、問い合わせいただく必要があります。</p> <p>「南島原市の健康診断を受診することが法律違反にあたり、そもそも無理なことなのか。それとも市の担当者の裁量でなんとかなるものか」については、南島原市で実施しております健康診断(特定健診)は法律に基づいて南島原市国民健康保険被保険者を対象に実施しているため、担当者の裁量で社会保険被保険者の人を受診できるようにすることは出来ません。</p> <p>なお、社会保険被保険者が年度途中で南島原市国民健康保険被保険者となった場合は市の健康診断を受診することができます。</p> <p>国の制度に基づいて実施していますので、ご理解のほどよろしくお</p>		

	願います。
担当課	市民生活部 保険年金課